

D-SPORT & DAIHATSU Circuit Trial 2024 車両規定

1. 車両

D-SPORT & DAIHATSU Circuit Trial 2024 に参加できる車両は、JAF 国内競技車両規則 第3編スピード車両規定第7章スピードB車両規定に加え、次の各項に従ったものでなければならない。また、当規定に定められていない項目は全て当初のままで、変更および改造は一切許されない

2. 純正部品の定義

- 1) 国内向け仕様として生産者から出荷された状態のもので、無修正のものを指す
- 2) ディーラーオプション並びに D-SPORT 製品は純正部品に含まれない
- 3) 車の通称名が同一で型式が同じ場合のみ、異なるグレード（機種）に設定されている部品を純正部品として使用することが認められる
- 4) 車の通称名が同一で型式が同じ場合であっても、台数を限定して販売された車両または当初から架装自動車として持ち込み登録された車両にのみ設定されている部品は、純正部品として扱わない。また、当初からであっても、この部品を使用することは純正部品を交換した、もしくは追加で装着した車両と判断する
- 5) 使用する全ての純正部品の修正・加工は許されない。ただし、当規定に定められた部品の装着に伴う最小限の加工・削除のみ許される
- 6) 同一車名で同一型式車両に当該部品が装着されていないものがある場合を除き、規定で許された部品の交換・取付等の理由が伴わない純正部品の取外し・削除は認められない

3. 交換・追加部品

車両への追加装着および純正部品から交換できる部品は、全て保安基準に適合している車検対応部品だけで行い、その取り付け方法を含み、すべて道路運送車両の保安基準に従ったものであること。また、追加および交換できる部品の範囲は各クラスの改造規定に従うこととし、改造の詳細は参加申込書に全て明記すること。申告に無い改造を技術委員長が見つけた場合には、車両規定違反として失格とする

4. 参加車両

- 1) 参加車両はナンバー（登録番号標）を有する国内向け仕様のダイハツ製車両であること。ただし、自動車検査証の有効期限の切れている（仮ナンバーを含む）ダイハツ製車両については、オーガナイザーが特に認めた場合に限り、オープンクラスでのみ参加が認められる
- 2) 特に認めた場合を除き、自動車検査証記載事項の変更および構造検査の手続きが必要な改造（エンジン乗せ換え、排気量の変更、等）は禁止する。また、燃料タンクの加工や変更、燃料の給油量を増やす可能性のある改造（コレクタータンクの追加等）も禁止する
- 3) 座席およびシートレールは車検対応品に限り変更が認められる。競技中においても乗車定員分の座席を有すること。ただし、ロールバーを取り付けることを目的に乗車定員数を変更することが認められる。（各運輸支局等において乗車定員変更のための構造等変更検査の手続きを行うこと）
- 4) 4点式以上の安全ベルトを追加装備することを推奨する。ただし、追加装備した場合でも、既設の安全ベルト（3点式等）を変更、取り外してはならない。また、4点式以上の安全ベルトを追加装備し正しく機能させるために、競技中のみ、後部座席の最小限の部品を取り外すことが認められる
- 5) 近接排気騒音が 103dB 以下（平成 10 年 11 月以降製造車は 96dB 以下）でなければならない
- 6) オイルキャッチ装置を取り付ける場合、その取り付け方法は、針金やテープなどによる暫定的なものであってはならない。また、

容器はプラスチック、あるいは透明な窓を備えたものでなければならない。ブローバイガス還元装置は当初の機能を有すること。

(大気解放は許されない)

7) バッテリーは自動車用の他のものへ変更することができる。また、車室内を除き堅固に固定することを条件に搭載位置を変更することができる。ただし、トランク部への搭載位置変更は、隔壁に加えてバッテリーボックスを設置すること

8) 大会期間中を通じ、車両（燃料、潤滑油、冷却水などの液体、競技中でも使用するカメラや記録装置等の付属品を全て搭載した状態）とドライバー（ドライバーの装備品を全て着用した状態）を含めた重量が、当該車両の基準重量から-50kg以上であること。基準重量は、JAF 登録車両は JAF 国内競技車両規定に掲載の登録車両（車両型式）カタログ記載重量・タイヤ一覧表に記載の値とし、それ以外の車両については車種カタログに記載された車両重量の最低値もしくは当初の車検証の値とする。構造変更により当初の車検証から重量が変わっている場合は、当初の重量が証明できる書類を携帯すること

9) 4 点式以上のロールバーの取り付けを推奨する。オープンカー（脱着式ハード トップ装着車を含む）は 4 点式以上のスチール材のロールバーを取り付けていること。取り付ける場合には、JAF 国内競技車両規則第 3 編第 4 章第 1 条 4「ロールバー」の規定に従うこと。ただし、リトラクタブル（格納式）ハードトップ プ車は、クローズ状態時にはオープンカーとはみなされず、ロールバーの取り付けを義務付けられない

10) 前後にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。車両が砂地に停車したときでも使用が可能な位置に取り付けられていなければならない。新たにけん引用穴あきブラケットを装着する場合には、JAF 国内競技車両規則第 3 編第 7 章第 1 条 1.7)「けん引用穴あきブラケット」の規定に従うこと

11) フロント・リアボンネットまたはトランクリッドを変更した場合には、少なくとも 2 個のファスナーを可能な限り離れた位置に取り付けること。また、ファスナーは外部突起に係る基準を満たすこと

12) 障害者用運転装置を装着することができる。ただし、健常者は使用しないこと。また、身体に障がいのあるドライバーは、競技中、自身の車両に FIA が所管する委員会によって承認された識別のためのユニバーサル・ロゴの掲示が義務付けられる

13) 車体まわりに追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がない JAF 国内競技車両規則第 4 編付則「アクセサリ等の自動車部品（追加メーター、エアロパーツ類を含む）」の取り付け、取り外し、変更が許される

14) 前部のナンバープレートを移設することができる。ただし、道路運送車両法に 従った車両前面外部の見やすい位置に確実に取り付けること。また、競技中であっても取り外すことは許されない

15) メーカーラインオフ状態での装着（純正装着）および車体（国内競技車両規則第 3 編第 1 章第 4 条に従う）を除き、カーボン材（カーボン含有率が全てを占めるもの）を使用しないこと

16) 当該規定の 2) および 3) に合致しない車両は、オープンクラスでのみ参加が認められる。ただし、車両の部品を変更または交換したり、いかなる部品を装着し使用する場合にも、車両の使用者の責任において道路運送車両の保安基準に適合させた状態とし、その他の車両規定にも常に適合するよう維持しなければならない

17) オーガナイザーが特に認めた場合に限り、上記項目に該当しない車両での参加を賞典外で認める場合がある。また、上記項目に該当する車両であっても、オーガナイザーが参加に適さないと判断した場合には、特に理由を示すことなく出走を取り消す場合がある

5. 軽 NA 1 クラス、軽ターボ 1 クラス改造規定

1) 軽 NA 1 クラス、軽ターボ 1 クラス参加車両は、以下の項目や、同車両規定 4. 「参加車両」で認められた場合を除き、同車両規定 2. 「純正部品」のみを使用すること

2) 点火装置 ハイテンションコードおよび点火プラグの変更は許される。また、アーシングは、当該型式車両用に設定された車検対応の純正オプション部品に限り、取り付けが許される

3) コンピュータ

- ① 生産者のアップデートや純正 ECU への交換を除き、一切の変更および改造は許されない。また、オーガナイザーが用意した診断機で情報が読み取れない場合や、最高速度が 140km/h 以上を計測した場合は、ECU の改造があるものとみなす

- ② 電氣的に諸装置を調整できる調整装置（ECU 等のすべてのコンピュータ類のコントローラ、スピードリミッター解除装置を含む）の使用は許されない
- ③ データロガーの使用は許されるが、ECU を任意にコントロールできる機能が含まれていないこと

4) 吸・排気系統

- ① エアクリーナーケース、配管の変更は許されない。エレメントの変更のみ許される
- ② 吸気、排気マニホールド、触媒装置の変更は禁止する。マフラーの変更のみ許される。ただし、最終モデルの生産終了から 8 年以上が経過した車両については、当該型式車両用に設定された車検対応品に限り、触媒装置の変更が認められる。また、純正の触媒装置と排気マニホールドが一体化している車種については、排気マニホールドの変更も認められる
- ③ 防熱装置（バンテージ等の装着）を施すことは許されない

5) 冷却系統サーモスタットおよびラジエターキャップの変更が許される。ただし、最終モデルの生産終了から 8 年以上が経過した車両については、冷却形式に変更なくボルトオンで装着できることを条件に、ラジエター、ラジエターファン、オイルクーラー、インタークーラー、それらの本体を取り付けるための配管、取り付け具、ダクトを変更することが許される

6) 駆動装置：クラッチディスク、クラッチカバーのみ、数および直径を除き変更することができる

7) ブレーキ装置：パッド、ライニング、ローター、ホースの変更が許される。ただしローター径の変更は許されない

8) サスペンション

- ① 純正形状のダンパー（減衰力調整は可、車高調整機構は不可）、スプリングの変更が許される
- ② アッパーマウントの変更は許されない
- ③ レース終了後も含み、静止中は常に片側キャンバー上限値を駆動輪-3.0° / 非駆動輪-2.0°とする。判定は数値のみで行い、競技中に他車と接触した場合を除き、競技中に数値がずれた可能性については考慮されない

9) タイヤおよびホイール

- ① 純正装着以外で使用できるタイヤは、スポーツラジアルとし、通称 S タイヤの使用は禁止とする
- ② タイヤおよびホイールは、どのような場合でも車体と接触してはならず、車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲においてフェンダーからはみ出してはならない。また、オーバーフェンダー（片側 10mm 以上）の追加は禁止する
- ③ タイヤおよびホイールのサイズアップは、基準サイズから幅を最大 10mm、ホイール径を最大 1 インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。基準サイズは、JAF 登録車両は JAF 国内競技車両規定に 掲載の登録車両（車両型式）カタログ記載重量・タイヤ一覧表に記載の値とし、それ以外の車両については車種カタログに記された純正装着タイヤサイズ（メーカーおよびディーラーオプションは含まず）の最大値とする。オフセットは自由に変更することが許される。リム幅は自由とするが、タイヤメーカーが指定する適用幅の範囲内に納めること
- ④ ホイールはスチール製、または JWL または VIA マークのあるアルミ合金製のみとする
- ⑤ 競技終了後も常にタイヤのいかなる部分のスリップサインも出てはならない
- ⑥ タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等、一切の加工は許されない
- ⑦ ホイールスペーサーの使用は禁止する

10) ステアリングホイール：ステアリングホイール、ステアリングボスの変更が許される。ただし、生産が終了していない現行車両については、エアバッグやステアリングボス、ステアリングスイッチ、スポークカバー等のその他部品の加工、変更は許されない。また、純正装置以外を使用したステアリング位置の調整は許されない

11) 補強ボルトオンで装着できるものに限り、タワーバー、スタビライザー、パフォーマンスバー等の補強バーの追加・変更が認められる。ただし、車室内で調整可能であってはならない

6. 軽 NA 2 クラス、軽ターボ 2 クラス、レディースクラス、オープンクラス改造規定

1) 軽 NA 2 クラス、軽ターボ 2 クラス、レディースクラス、オープンクラス参加車両は、同車両規定 4. 「参加車両」に常に合致した状態であれば、同車両規定 2. 「純正部品」、3. 「追加・交換部品」に該当するいかなる部品を変更、追加、加工することが認められる。ただし、以下の項目には従うこと

2) 排気系統：触媒装置は、当該型式車両用に設定された車検対応品に限り変更が認められる

3) 過給装置（ターボ、スーパーチャージャー）

- ① 当初から過給装置を設置した車両・機種（限定車を含む）が無い車種の場合、過給装置を新たに設置することは禁止される
- ② 当初から過給装置を設置した車両・機種がある車種クラスの場合、過給装置を変更、新たに設置することが認められる

4) タイヤおよびホイール

- ① 純正装着以外で使用できるタイヤは、スポーツラジアルとし、通称 S タイヤの使用は禁止とする
- ② タイヤおよびホイールのサイズは自由とし、保安基準に適合したホイールスペーサーの使用も認められるが、どのような場合でも車体と接触してはならず、車軸中心より前方 30°、後方 50°の範囲においてフェンダーからはみ出してはならない
- ③ オーバーフェンダー（片側 10mm 以上）の追加は禁止する
- ④ ホイールはスチール製、または JWL または VIA マークのある軽合金製（マグネシウム合金製を含む）のみとする
- ⑤ 競技終了後も常にタイヤのいかなる部分のスリップサインも出てはならない
- ⑥ タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等、一切の加工は許されない

以上